# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
38	予防接種法による予防接種の実施に関する事務 全項目 評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、予防接種法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

横浜市長

## 個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

### 公表日

令和5年8月4日

[平成30年5月 様式4]

# 項目一覧

I 基本情報
(別添1)事務の内容
Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	予防接種法による予防接種の実施に関する事務
	対象者への接種勧奨、予防接種の実費徴収、医療機関での予防接種の実施、医療機関への接種委託 料の支払い、接種記録の管理・保管、及び予防接種による健康被害救済給付に関する事務を行う。
②事務の内容 ※	【予防接種事務について】 ・予防接種対象者はA類(こども)とB類(高齢者)に区別され、それぞれ予防接種法に定める接種年齢が
③対象人数	<選択肢> [ 30万人以上 ] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
2. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務において使用するシステム
システム1	
①システムの名称	予防接種台帳システム
②システムの機能	<ul><li>1 対象者管理機能 業務固有番号を含む、住所、氏名等の情報を管理する機能。接種勧奨を行うための対象者を抽出する機能。</li><li>2 接種履歴管理機能 対象者の接種した予防接種情報を管理・保管する機能。</li></ul>
③他のシステムとの接続	<ul> <li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li> <li>[ ]住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>[ ]宛名システム等</li> <li>[ ] 税務システム</li> <li>[ ]その他 ( )</li> </ul>
システム2~5	
システム2	
①システムの名称	統合番号連携システム
②システムの機能	統合番号連携システムは、中間サーバー、既存業務システム等と連携し、特定個人情報の照会及び提供等の業務を実現する。 統合番号とは、本市において一意に個人を特定する団体内統合宛名番号のことをいう。
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ 〇 ] 庁内連携システム
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ 〇 ] 庁内連携システム
③他のシステムとの接続	
③他のシステムとの接続 システム3	<ul><li>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム</li><li>[ ○ ] 庁内連携システム</li><li>[ ○ ] 既存住民基本台帳システム</li><li>[ ○ ] 税務システム</li></ul>
	<ul><li>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム</li><li>[ ○ ] 庁内連携システム</li><li>[ ○ ] 既存住民基本台帳システム</li><li>[ ○ ] 税務システム</li></ul>
システム3	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ○ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ○ ]税務システム [ ○ ]その他 (中間サーバー、既存業務システム )
<b>システム3</b> ①システムの名称	[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ○ ] 庁内連携システム [ ○ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム [ ○ ] 死名システム等 [ ○ ] 税務システム [ ○ ] その他 (中間サーバー、既存業務システム )  中間サーバー 中間サーバー 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、統合番号連携システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会、及び各情報保有機関への情報提供等の業務を実現する。
<ul><li>システム3</li><li>①システムの名称</li><li>②システムの機能</li></ul>	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ○ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ○ ]税務システム [ ○ ]その他 (中間サーバー、既存業務システム )  中間サーバー 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、統合番号連携システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会、及び各情報保有機関への情報提供等の業務を実現する。 (1) 符号管理機能
<b>システム3</b> ①システムの名称	[ ] 情報提供ネットワークシステム

システム4		
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム	
②システムの機能	の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情(2)機構への情報照会	所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報 情報の一覧を画面上に表示する。 組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]宛名システム等 [ ]その他 (	[ ] 庁内連携システム [ O] 既存住民基本台帳システム [ ] 税務システム
システム5		
①システムの名称	福祉保健システム	
②システムの機能	用徴収等の事務の簡素化・迅速化を図り、福祉	、総合的な福祉データベースを構築し、申請・決定・費サービス利用にかかる総合的な情報を管理する。番号の保有はせず、統合番号連携システムと連携し、より統合番号の閲覧・利用は不可能となる。
	[ ]情報提供ネットワークシステム	[〇]庁内連携システム
	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム
③他のシステムとの接続	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム
	[ ]その他 (	)
システム6~10		
システム6		
①システムの名称	情報共有基盤システム	
②システムの機能		レステム、税務システム等と連携し、情報共有基盤シス 関連システム」という。)が利用する住民情報の一元管理
	[ ]情報提供ネットワークシステム	[ ]庁内連携システム
	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム	[ 〇 ] 既存住民基本台帳システム
③他のシステムとの接続		
	[ 〇 ]宛名システム等	[ 〇 ] 税務システム
	[ ○ ] 宛名システム等 [ ○ ] その他 (基盤関連システム	[ <b>〇</b> ] 税務システム )
システム7		
<b>システム7</b> ①システムの名称		
	[ O ] その他 (基盤関連システム ワクチン接種記録システム(VRS) ・ 令和6年3月31日以前の接種記録の管理	
①システムの名称	[ O ] その他 (基盤関連システム ワクチン接種記録システム(VRS) ・ 令和6年3月31日以前の接種記録の管理	)
①システムの名称 ②システムの機能	[ <b>O</b> ] その他 (基盤関連システム ワクチン接種記録システム(VRS) ・ 令和6年3月31日以前の接種記録の管理・令和6年3月31日以前の新型コロナウイルス感	)
①システムの名称	[ O ] その他 (基盤関連システム ワクチン接種記録システム(VRS) ・ 令和6年3月31日以前の接種記録の管理・令和6年3月31日以前の新型コロナウイルス感 [ ] 情報提供ネットワークシステム	)

システム8	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	・令和6年3月31日以前の接種記録の管理 ・令和6年3月31日以前の新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]庁内連携システム         [ ]住民基本台帳ネットワークシステム       [ ]既存住民基本台帳システム         [ ]宛名システム等       [ ]税務システム         [ ]その他 ( )       )
システム9	
①システムの名称	
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	<ul> <li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li> <li>[ ]住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>[ ]宛名システム等</li> <li>[ ]税務システム</li> <li>[ ]その他 ( )</li> </ul>
システム10	
①システムの名称	
②システムの機能	
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]庁内連携システム         [ ]住民基本台帳ネットワークシステム       [ ]既存住民基本台帳システム         [ ]宛名システム等       [ ]税務システム         [ ]その他 ( )
システム11~15	<u> </u>
システム16~20	

#### 3. 特定個人情報ファイル名

(1) 予防接種対象者関係情報ファイル(2) 統合番号連携ファイル

#### 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

当該事務において、以下のファイルを下記の目的遂行のため取り扱う。

- (1) 予防接種対象者関係情報ファイル
  - ・予防接種の対象者・予防接種の実施記録等の情報の正確な把握かつ適正な管理を行う。
- ①事務実施上の必要性 (2) 統合番号連携ファイル
  - ・個人の特定を正確かつ効率的に行う。
  - ・番号法第19条第8号及び第9号に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会、情報提供業務を行う。

#### (1)予防接種対象者関係情報ファイル

- ・予防接種の対象者であることを確認し、対象者と受けた接種記録を紐づけることで、接種記録の管理・保管等について効率的な事務が可能となる。
- ・対象者の接種歴を管理することで、未接種者を迅速に把握でき、感染症の発生及びまん延防止のために確保すべき一定の予防接種率となるよう接種率向上の取り組みを強化できる。

#### ②実現が期待されるメリット

- (2) 統合番号連携ファイル ・統合番号・個人番号・業務固有番号・4情報を紐づけて管理することにより、個人を特定する際の正確性が向上すること、また、事務の効率化に資することが期待できる。
- ・住民票の写し等に代えて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって国民・住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれる。・個人番号を保有するファイルを局所化し、漏洩リスクを低減できる。

#### 5. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠

- •番号法第9条第1項、別表第1 10項
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で 定める事務を定める命令第10条

<選択肢>

・番号法第19条第6号(委託先への提供)

#### 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

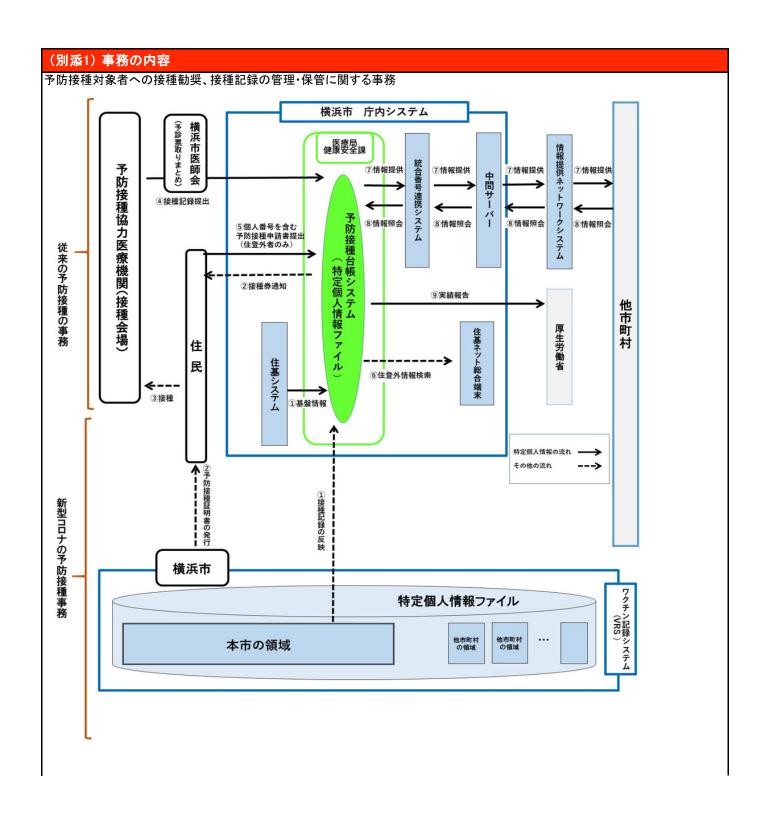
①実施の有無	[	実施する	]	1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手 める事 【情報! 番号法 行政手	第19条第8号 続における特 務及び情報を 照会】 第19条第8号 続における特	定の個人を 定める命令 別表第2 定の個人を	16の2項、3項 識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定 第12条の2 16の2項、17項、18項、19項 識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2

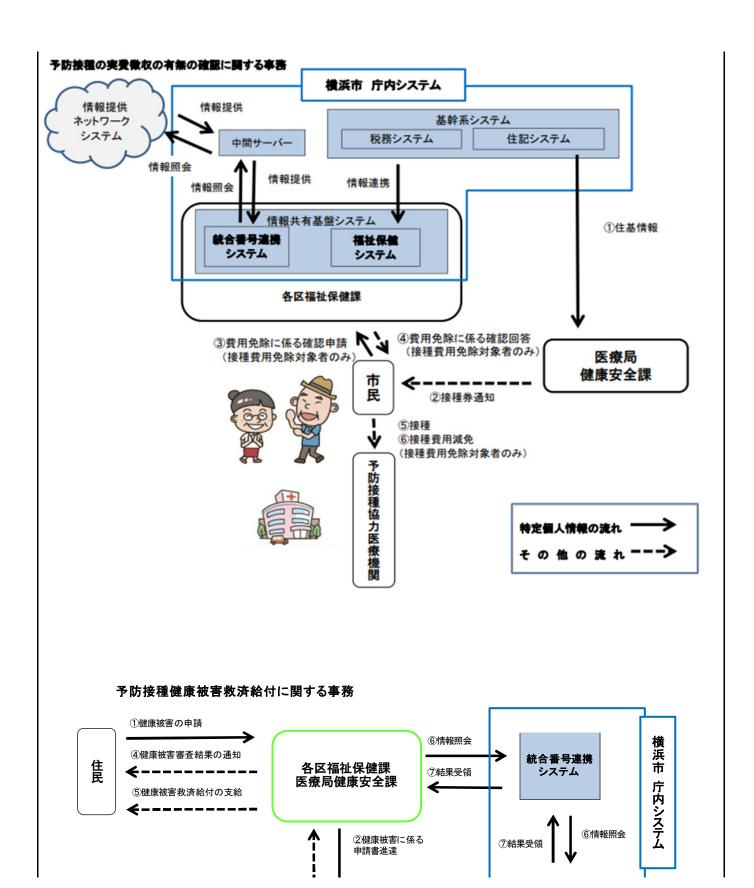
#### 7. 評価実施機関における担当部署

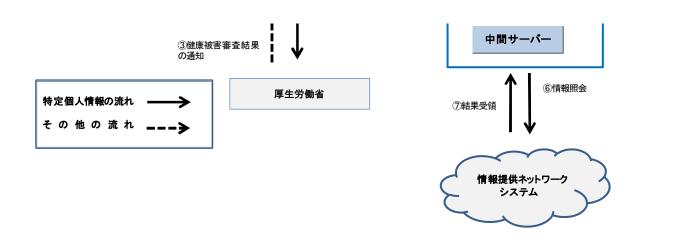
①部署	医療局健康安全部健康安全課
②所属長の役職名	医療局健康安全部健康安全課長

#### 8. 他の評価実施機関

\_







(備考)

- ○予防接種対象者への接種勧奨、接種記録の管理・保管に関する事務
- 【従来の予防接種事務】
- ① 予防接種対象者と判断するために必要な情報を住民記録システムから取得
- ② 住民記録システムより取得した情報から、接種対応年齢等を抽出し、接種対象者へ接種券(予診票)を通知
- ③ 接種対象者が予防接種協力医療機関へ受診
- ④ 予診票に記載されている接種記録を医師会経由で医療機関から取得し、接種歴を予防接種台帳システムに登録
- ⑤ 特別な事情等で、横浜市内に住民票がない対象者(住登外者)から、マイナンバーを含む予防接種申請書を受領
- ⑥ 住登外者の情報を住基ネット総合端末を利用して検索
- ⑦ 予防接種歴を統合番号連携システム経由で中間サーバーへ副本提供
- ⑧ 他市町村が保有する予防接種歴情報を、統合番号連携システム経由で中間サーバーへ照会
- ⑨ 接種記録統計を厚生労働省へ報告

#### 【新型コロナの予防接種事務】

- ① VRSから出力した接種記録を予防接種台帳システムに登録
- ② 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の発行
- ○予防接種の実費徴収の有無の確認に関する事務
- ① 予防接種対象者と判断するために必要な情報を住民基本台帳システムから取得
- ② 接種対象者へ接種券(予診票)を通知
- ③ 免除確認資料が無い上で、接種費用免除を希望する場合、各区・健康安全課の予防接種窓口にて免除の可否確認を申請
- ④ 情報共有基盤システム・税務システムが保有する世帯員情報と税情報を、福祉保健システム経由で確認し、免除の可否を回答 当年1月1日時点で本市に課税台帳が存在しない場合、他市町村が保有する本人及び世帯員の税情報を、統合番号連携システム経由で中間サーバへ照会し、免除の可否を回答
- ⑤ 接種対象者が予防接種協力医療機関を受診
- ⑥ 免除確認資料を医療機関が確認し、対象の場合は接種費用減免
- 〇予防接種健康被害救済給付に関する事務
- ① 予防接種健康被害救済給付に係る申請を受理する
- ② 横浜市予防接種事故対策調査会にて申請書類の内容を協議後、紙の申請用紙で厚生労働省あて送付する
- ③ 厚生労働省所管の審査会において審議が行われ、厚生労働省からの審査結果を紙で受理する
- ④ 申請者へ厚生労働省の審査結果を通知する
- ⑤ 厚生労働省から健康被害が認定された場合は健康被害救済給付の支給を行う
- ⑥・⑦ 1度で給付が終了せず、健康被害が長期化した対象者への毎年の給付額を決定するため、他の行政機関が保有する情報を統合番号連携システム経由で中間サーバーへ照会する

# Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

## 1. 特定個人情報ファイル名

予防接種対象者関係情報ファイル

2. 基本	情報	
①ファイル	<b>ルの種類 <u>※</u></b>	<選択肢>
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 100万人以上1,000万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象と	なる本人の範囲 ※	予防接種法に基づく予防接種の対象者
	その必要性	予防接種法に基づく定期予防接種対象者であることの管理、対象者の接種記録を適正に管理・保管するために必要。
④記録さ	れる項目	<選択肢> [ 10項目以上50項目未満 ] 1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報
	その妥当性	〇健康・医療関係情報 ・予防接種履歴の管理、及び勧奨を適正に行うために必要 〇その他識別情報 ・対象者を特定するため、本人確認措置を適正に行うために必要 〇連絡先等情報 ・4情報:予防接種法に基づく対象者であることを確認するために必要 ・その他住民票関係情報:予防接種対象者であることを確認し、接種履歴を入力・管理するために必要
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開	始日	平成28年4月1日
⑥事務担当部署		医療局健康安全部健康安全課

3. 特定	個人物	青報の入手・	使用
			[〇]本人又は本人の代理人
	、手元 ※		[ 〇 ] 評価実施機関内の他部署 ( 市民局窓ロサービス課 )
① <b>λ</b> 垂 ਜ਼			[ ]行政機関・独立行政法人等 ( )
①八子九			[ <b>O</b> ] 地方公共団体·地方独立行政法人 ( )
			[ ]民間事業者 ( )
			[〇]その他 ( 医療機関 )
			[〇]紙     [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)  [ ]フラッシュメモリ
②入手方	古法		[ ]電子メール [ ]専用線 [ 〇]庁内連携システム
	,,,,		[〇]情報提供ネットワークシステム
			[ ]その他 ( )
③入手の時期·頻度		頻度	<ul> <li>◎住民登録内の者の分</li> <li>・住民基本台帳システムから、1日1回、システム間の連携により自動的に入手する。予診票の接種記録については、接種を行った医療機関から月次単位で入手する。</li> <li>・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度入手する。</li> <li>・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度入手する。</li> <li>⑥住民登録外の者の分</li> <li>○本人または本人の代理人からの紙書類による入手。</li> <li>・横浜市内に住民票がない対象者(住登外者)から、個人番号を含む予防接種申請書を受領。</li> <li>○医療機関からの入手</li> <li>・予診票の接種記録については、接種を行った医療機関から月次単位で入手する。</li> </ul>
④入手に	係る妥	·当性	・個人を特定し、適正に予防接種情報を管理する必要がある。
⑤本人への明示		ŧ	・本人または本人の代理人から特定個人情報の提供を受ける場合は、当該事務が番号法第9条別表1 第10項で 定める個人番号利用事務であること及び個人番号の利用目的を説明する。 ・個人番号及び4情報は住民基本台帳法で定義する本人確認情報であり、整備法第19条の定めにより 改正される 住民基本台帳法の別表第三の5の5の項、及び別表第五の6の3の項において、当該事務 で本人確認情報を使用して良い旨が明示されている。 ・書面提出などによる入手のため本人または本人の代理人に直接説明できない場合にあっても、本人 確認情報の使用については上記のとおり明示されている。 ・本市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。
⑥使用目的 ※			対象者の資格管理、接種記録の管理・保管に係る事務を適正かつ公正に行うため
	変更の	の妥当性	
		使用部署	医療局健康安全部健康安全課
⑦使用の	主体	使用者数	<選択肢>
⑧使用方法 ※			<ul> <li>・接種記録の管理・保管 予防接種台帳システムに接種記録を登録し、接種記録の管理及び保管を行う。</li> <li>・本市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。</li> <li>・本市からの転出者について、転出先市区町村へ本市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。</li> </ul>

	情報の突合 ※	・予診票に記入された住所、氏名、生年月日等と突合し、接種対象者かどうか確認する。
	情報の統計分析 ※	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	_
9使用開始日		平成28年4月1日

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託の	D有無 <mark>※</mark>	[ 委託する ] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない ( 4)件			
委託事項1		予防接種台帳システムの運用・保守			
①委託内容		予防接種台帳システムの管理及び保守点検、並びに改修作業等 ファイルのバックアップ作業、データの更新作業、及び保守点検作業などの運用業務を行うにあたり、民 間事業者に委託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、当該事業を安定的に運用すること が可能となる。			
	吸いを委託する特定個 プァイルの範囲	<選択肢> 「特定個人情報ファイルの全体」 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部			
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
	対象となる本人の 範囲 ※	予防接種法に基づく予防接種の対象者			
	その妥当性	全ての接種対象者の情報を管理しているため、上記の範囲を取り扱う必要がある。			
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1)10人未満 2)10人以上50人未満 [ 10人以上50人未満 ] 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上			
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ 〇 ] その他 (サーバー室内におけるシステムの直接操作 )			
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求 により提示する。			
⑥委託先名		日本コンピューター株式会社			
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない			
再委託	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)			
	⑨再委託事項	サーバー、及びPC端末本体のハードウェア面の保守委託業務			
委託	事項2~5				
委託事項2		予診票の印刷、封入及び搬送業務委託			

①委託内容		予防接種対象者への予診票の印刷、封入、及び搬送作業。 接種対象の年齢を迎えた対象者へ向けて、必要な予診票を印刷、封入し、発送するまでの一連の作業 を委託します。
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者のうち、接種対象年齢を迎えた対象者の範囲と同様
	その妥当性	抽出した対象者全員に、予診票を印刷、封入、発送するため。
③委訂	<b>£先における取扱者数</b>	<選択肢> (選択肢> 1) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求 により提示する。
⑥委託先名		日本通信紙株式会社、トッパン・フォームズ株式会社
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	対象者データファイルを用いた宛名情報の印刷を除く、軽微な書類の印刷
委託事項3		予防接種予診票におけるパンチ委託
①委託	托内容	予防接種予診票からデータを入力し、CSVデータ及び予診票の画像データを作成する。
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	特定個人情報ファイルの対象者のうち、接種対象年齢を迎えた対象者の範囲と同様
	その妥当性	データ化した接種対象者の接種記録を予防接種台帳システムに取り込むため。
③委託先における取扱者数		<選択肢> [ 10人以上50人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 [ 10人以上50人未満 ] 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満

		5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線       [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモ [ O ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求 により提示する。
⑥委託先名		株式会社横浜電算、株式会社システム情報センター
五	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項4		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> 「特定個人情報ファイルの一部 ] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線       [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ O ] その他 (LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体) )
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。
⑥委託先名		株式会社ミラボ
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項5		
①委詰	托内容	
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> [ 1) 特定個人情報ファイルの全体 [ 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線       [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項6~10		
委託事項11~15		
委託事項16~20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[O]提供を行っている ( 1)件 [ ]移転を行っている ( )件	
	[ ]行っていない	
提供先1	都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法別表第二 16の2、16の3	
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	予防接種履歴	
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲		
	[O]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線	
   ⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
<b>少徒</b> 供刀法	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙	
	[ ]その他 ( )	
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて依頼のあった都度	
提供先2~5		
提供先6~10		
提供先11~15		
提供先16~20		

移転先1				
①法令上の根拠	<u>l</u>			
②移転先におけ	る用途			
③移転する情報	Į.			
④移転する情報 本人の数	の対象となる	[	3)10万人以	満 上10万人未満 以上100万人未満 以上1,000万人未満
⑤移転する情報 本人の範囲	の対象となる			
⑥移転方法		<ul><li>[ ] 庁内連携システム</li><li>[ ] 電子メール</li><li>[ ] フラッシュメモリ</li><li>[ ] その他 (</li></ul>	] [ ]	] 専用線 ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ] 紙 )
⑦時期・頻度				
移転先2~5				
移転先6~10				
移転先11~15	5			
移転先16~20	)			
6. 特定個人情	青報の保管・			
①保管場所 ※		・ラックは施錠し、関係者以外は・サーバー内のデータへのアク・・バックアップデータは暗号化機でいる遠隔地にて保管している・保存用媒体は専門の搬送無害管する。  く中間サーバー・プラットフォー・プーバー室への入室を行うでは、サーバー・プラットフォー・プラットフォー・プラットフォー・プラットフォー・プラットフォー・プラットフォー・プラットフォー・プラットフォー・プラットフォー・プラットである。 ・論なる。 ・論理的に区分された本市の領・当該領域のデータは、暗号化をのアクランは、明係者といるのでは、暗号化・データへのでは、暗号化・データーをできる。	びサーバー室への入述はアクセスできない。 はアクセスできない。 セスはID・パスワードに機能のあるソフトウェアで使用して、大力を全にいるといるといるといるといるといるという。 は、おデー員されたのでは、一人は、一人は、一人は、一人は、一人は、一人は、一人は、一人は、一人は、一人	全は生体認証を用いて厳重に管理する。 こよる認証が必要。 で保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っ している。 こで搬送し、入退出管理している倉庫に施錠して保 設置している。データセンターへの入館、及び 真写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行 ーバーのデータベース内に保存され、バックアッ  (シ) 適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等した開発・運用がされており、情報セキュリティの国 あ。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じて ないように制御している。 いように制御している。
②保管期間	期間	[ 5年 ]	<選択肢> 1)1年未満 4)3年 7)6年以上10年未 10)定められていり	
心体目初间		I		

	その妥当性	予防接種関係法令に基づき少なくとも5年間は適正に管理・保存を行うことが規定されているため。
③消去方法		<予防接種台帳システムにおける措置>・電子データ: 国が定めた保存年限が経過した後、予防接種台帳システムの保守・運用を行う事業者において、特定個人情報を消去する。ディスク交換やハード更改等の際は、機器の保守を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。・紙書類: 入手した紙書類は入退出記録を管理された倉庫で5年保存の後、職員立会いのもと外部業者による溶解処理を行う。 〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。
		②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。  〈ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置〉 ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができ
		る。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。
7. 備考		

\_

# Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

## 1. 特定個人情報ファイル名

統合番号連携ファイル

2. 基本	2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		<選択肢> 「	
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 100万人以上1,000万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※		・住民基本台帳法第5条に基づき本市住民基本台帳に記録された住民(以下、住民登録内の者) ・住民基本台帳に記録されていた者で転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)され た者または本市住民基本台帳に未記録の者のうち本市の業務上必要な者(以下、住民登録外の者)の うち、本市で個人番号を把握した者。	
	その必要性	・個人の特定を正確かつ効率的に行う必要がある。 ・番号法第19条第8号及び第9号に基づき、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会、情報提供業務を行う必要がある。	
④記録さ	れる項目	<選択肢> [ 10項目未満 2)10項目以上50項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上	
	主な記録項目 ※	・識別情報	
	その妥当性	その他住民票関係情報:統合番号連携システムの画面上で、DV被害者等の理由による自動応答不可の状況及びその理由等を表示するために保有する。	
	全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開	始日	平成27年10月5日	
⑥事務担当部署		医療局健康安全課 各区福祉保健センター福祉保健課健康づくり係	

3. 特定個人情報の入手・使用		
		[〇]本人又は本人の代理人
		[〇]評価実施機関内の他部署 (市民局窓ロサービス課)
11 = W		[ ]行政機関・独立行政法人等 ( )
│①入手元 ※		[ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )
		[  ]民間事業者  (
		[O]その他 (地方公共団体情報システム機構が管理する住民基本台帳ネットワークシス)
		[O]紙 [O]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ
@1 <del>* + :+</del>		[ ]電子メール [ 〇 ] 専用線 [ 〇 ] 庁内連携システム
②入手方法		[ ]情報提供ネットワークシステム
		[O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
③入手の時期・頻度		<ul> <li>◎住民登録内の者の分 住民基本台帳への記載またはその変更時に、都度、システム間の連携により自動的に入手する。</li> <li>◎住民登録外の者の分 ○本人または本人の代理人からの紙書類による入手。         ・特別な事情により本市外に住民票が存在する場合、対象者から紙書類で入手する。</li> <li>○住民基本台帳ネットワークシステムから即時提供方式による入手。         ・本人または本人の代理人が上記紙書類に記載した情報と、統合番号連携システムで管理する情報で相違する際に、最新情報を確認するために都度入手する。</li> <li>○住民基本台帳ネットワークシステムから一括提供方式による入手。         ・定期更新。1日1回。統合番号連携システムに登録のある住民登録外の者全て。</li> </ul>
④入手に係る妥当性		<ul><li>◎住民登録内の者の分:住民基本台帳への記載またはその変更時に、都度、システム間の連携により自動的に入手するため、別途提供を受ける必要はない。</li><li>◎住民登録外の者の分:住民登録外の者の分は、紙書類による申請が必要である。紙書類に記載された情報を確認するため、必要に応じて、住民基本台帳ネットワークシステムから最新の情報を取得する。</li></ul>
⑤本人への明示		・本人または本人の代理人から特定個人情報の提供を受ける場合は、当該事務が番号法第9条別表1 第10項で定める個人番号利用事務であること及び個人番号の利用目的を説明する。 ・個人番号及び4情報は住民基本台帳法で定義する本人確認情報であり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、「整備法」という。)第19条の定めにより改正される住民基本台帳法の別表第三の5の5の項、及び別表第五の6の3の項において、当該事務で本人確認情報を使用して良い旨が明示されている。 ・書面提出などによる入手のため本人または本人の代理人に直接説明できない場合にあっても、本人確認情報の使用については上記のとおり明示されている。
⑥使用目的 ※		対象者の接種記録の管理・保管に係る事務を適正かつ公正に行うため
変更の妥当性		
	使用部署	
@# <b>#</b> #	*	医療局健康安全課、各区役所福祉保健センター福祉保健課
⑦使用の主体	使用者数	<選択肢>

⑧使用方	·法 <u>※</u>	・統合番号を生成する。 住民登録内の者の分:住民基本台帳への記載時にシステム間の連携によりデータを受信・登録し、 統合番号を生成する。 住民登録外の者の分:当該事務で必要となった者を統合番号連携システムへ登録した際に、統合番 号を生成する。 ・生成した統合番号を登録元及び中間サーバーへ送信する。 ・統合番号並びに個人番号及び業務固有番号を紐付けて管理することにより、効率的に個人を特定する。 ・統合番号を用いて、情報照会、情報提供業務を行う。
	情報の突合 ※	個人番号、4情報、統合番号及び業務固有番号を相互に突合し、個人を特定する。
	情報の統計分析 ※	
	権利利益に影響を 与え得る決定 ※	_
9使用開始日		平成28年4月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[       委託する       ]       <選択肢>         (       3)件
委託事項1		運用保守業務委託
①委託内容		システムの管理作業及び処理作業並びに改修作業等 ファイルのバックアップ作業、データの一括更新作業などの運用業務を行うにあたり、民間事業者に委 託することにより専門的な知識を有する人員を確保し、当該事業を安定的に運用することが可能とな る。
	吸いを委託する特定個 プファイルの範囲	<選択肢> 「特定個人情報ファイルの全体」 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委言	<b>毛先における取扱者数</b>	<選択肢> (選択肢> 1) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ O ] その他 (保守センタからの遠隔操作及びデータセンター内での直接操作にて取扱い )
⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求 により提示する。
<b>⑥委</b> 詞	<del></del>	日本ソフトウェアマネジメント株式会社
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	システム運用保守支援業務
委託事項2~5		
委託事項2		オペレーション業務委託
①委託内容		システムの処理実行作業及び監視作業等。 処理の実行、監視などのオペレーション業務を行うにあたり、民間事業者に委託することにより専門的 な知識を有する人員を確保し、当該事業を安定的に運用することが可能となる。
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> 「特定個人情報ファイルの全体」 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の	<選択肢> 1) 1万人未満 「 100万人以上1 000万人未満 2) 1万人以上10万人未満

	数	100万人以上1,000万人不凋
	対象となる本人の 範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委言	<b>毛先における取扱者数</b>	<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ O ] その他 (保守センタからの遠隔操作及びデータセンター内での直接操作にて取扱い )
⑤委詞	<b>千先名の確認方法</b>	市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求 により提示する。
<b>⑥委</b> 詞	<b></b>	株式会社SH-Net
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	9再委託事項	オペレーション支援業務
委託	事項3	データ保管業務委託
①委託内容		データの滅失等に備えたバックアップデータの保管及び保管施設までの運搬。 本市データセンターと同時に被災する可能性が低い遠隔地にバックアップ用データを保管するにあたり、媒体保管のための専用施設及び人員を確保することが可能となる。
	及いを委託する特定個 はファイルの範囲	<選択肢> (選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	特定個人情報ファイルの対象者の範囲と同様
	その妥当性	作業対象がファイル全体に及ぶため、上記の範囲を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線       [ ] 電子メール       [ O ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ J ] 紙       [ ] その他       ( )

⑤委託先名の確認方法		市報での公告又は本市webページでの公表による。 ただし、公表を要しない契約の場合は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づく開示請求 により提示する。
⑥委託先名		未定
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	番号法第10条第1項において、再委託については委託元の許諾を得た場合に認めている。横浜市では、委託契約を行う際に再委託を原則禁止しているが、再委託を行う場合は、横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項による。 ・委託契約約款 第6条(一括委任又は一括下請負の禁止) ・個人情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等) ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項 第8条(再委託の禁止等)
	⑨再委託事項	データ保管支援業務
委託	事項4	
①委詰	<b></b>	
	及いを委託する特定個 プァイルの範囲	<選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線       [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委訂	<b>毛先名の確認方法</b>	
<b>⑥委</b> 語	<b>毛先名</b>	
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 1)再委託する 2)再委託しない
委 託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項5		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢>         1)特定個人情報ファイルの全体         2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 3) 10万人以上100万人未満

		4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	3/ 1,000万人改工
	その妥当性	
3委	托先における取扱者数	<ul> <li>&lt;選択肢&gt;         <ul> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul> </li> </ul>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ]専用線       [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ]フラッシュメモ [ ]紙         [ ]その他 ( )
⑤委詞	託先名の確認方法	
<b>⑥委</b> 言	托先名	
五	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	
	9再委託事項	
委託	事項6~10	
委託事項6		
①委言	托内容	
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 [ 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	0/ 1,000/3/XXI
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ]専用線       [ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ]フラッシュメモ       [ ]紙         [ ]その他 ( )       )
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項7		
①委託内容		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	
	その妥当性	
③委言	<b>モ先における取扱者数</b>	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>1)10人未満</li><li>2)10人以上50人未満</li><li>3)50人以上100人未満</li><li>4)100人以上500人未満</li><li>5)500人以上1,000人未満</li><li>6)1,000人以上</li></ul>
	€先への特定個人情報 レの提供方法	[ ] 専用線       [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] J       [ ] 紙         [ ] その他       ( )
⑤委訂	モ先名の確認方法	
<b>⑥委</b> 詞	<b>托先名</b>	
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 1) 再委託する 2) 再委託しない
委 託	⑧再委託の許諾方法	
	9再委託事項	
委託	事項8	
①委該	<b>托内容</b>	∠\82.41 0+ \
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		〈選択肢〉 ○ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモ [ ]紙 [ ]その他 ( )
⑤委託先名の確認方法		
⑥委託先名		

	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> 「 1)再委託する 2)再委託しない
再	少再安託の有無 🖔	
委 託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項9		
①委訂	托内容	
	及いを委託する特定個 みファイルの範囲	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>1)特定個人情報ファイルの全体</li><li>2)特定個人情報ファイルの一部</li></ul>
	対象となる本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 [ 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	
	その妥当性	
③委言		<ul> <li>&lt;選択肢&gt;         <ul> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul> </li> </ul>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ]専用線       [ ]電子メール       [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ]フラッシュメモ リ 」       [ ]紙         [ ]その他 ( )       )
⑤委詞	<b>モ先名の確認方法</b>	
<b>⑥委</b> 詞		
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> 1)再委託する 2)再委託しない [
委託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託	事項10	
①委詞	托内容	
	及いを委託する特定個 dファイルの範囲	<選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 [ 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	
	その妥当性	
③委託先における取扱者数		<ul> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
0 -		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)

④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ]フラッシュメモ [ ]紙 「 リ	
		[ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法			
⑥委託先名			
重	⑦再委託の有無 ※	く選択肢> [ 1)再委託する 2)再委託しない	
再委託	8再委託の許諾方法		
	9再委託事項		
委託	委託事項11~15		
委託	委託事項16~20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)				
提供・移転の有無	[ ]提供を行っている (	)件	[ ]移転を行っている (	)件
旋洪・移転の有無	[ 〇 ] 行っていない			
提供先1				
①法令上の根拠				
②提供先における用途				
③提供する情報				
④提供する情報の対象となる 本人の数	[	<選択肢> 1)1万人オ 2)1万人り 3)10万人 4)100万人 5)1,000万	未満 以上10万人未満 、以上100万人未満 人以上1,000万人未満	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲				
	[ ]情報提供ネットワークシ	/ステム [	] 専用線	
   ⑥提供方法	[ ]電子メール	]	] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く	<b>(</b> 。)
OLE IN TIME	[ ] フラッシュメモリ	]	] 紙	
	[ ]その他 (			)
⑦時期·頻度				
提供先2~5	提供先2~5			
提供先6~10	提供先6~10			
提供先11~15	提供先11~15			
提供先16~20	提供先16~20			

移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる 本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲		
⑥移転方法		[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ]紙 [ ] その他 ( )
⑦時期·頻度		
移転先2~5		
移転先6~10		
移転先11~15	5	
移転先16~20	)	
6. 特定個人情	青報の保管・	消去 
①保管場所 ※		
	期間	く選択肢> 1)1年未満 2)1年 3)2年 [ 定められていない ] 4)3年 5)4年 6)5年 7)6年以上10年未満 8)10年以上20年未満 9)20年以上 10)定められていない
②保管期間	その妥当性	情報提供ネットワークシステムを通じた情報の照会及び提供を行うため、当該事務で使用する期間において、情報を保管する必要がある。本市住民基本台帳に記載されている期間または本市の番号利用事務で利用する期間を保管期間とする。消去は以下の時点で行う。 ・業務固有番号は、当該事務で情報の照会及び提供を行う必要がなくなった時点。 ・個人番号、4情報、その他の項目は、本市の番号利用事務で情報の照会及び提供を行う必要がなくなった時点。

#### <横浜市における措置>

・電子データ:上記必要な期間を経過後、削除処理によりシステムにて削除する。年間1回程度。削除 対象はシステムで判定する。ディスク交換やハード更改等の際は、統合番号連携システムの保守・運用 を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用 して完全に消去する。媒体に保存したバックアップ用データは、次回バックアップ時に次回バックアップ データを上書きすることにより削除する。

・紙書類:特定個人情報を含む起案文書等の紙資料については、保存期間経過後、裁断又は溶解処理 を行って消去する。

#### <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プ

ラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者にお いて、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去す る。

#### 7. 備考

③消去方法

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

#### 【予防接種対象者関係情報ファイル】

]人基本番号
]人基本履歴番号
1人コード
]人種別
民状態
名(漢字)
名(カナ)
称名(漢字)
<b>[称名(カナ)</b>
記名(漢字)
(記名(カナ)
]籍コード
年月日
別
3便番号
住所  区コード
住所  町コード
化住所。字コード
住所。番地コード(1)
住所_番地コード(2)
住所_番地コード(3)
住所_番地コード(4)
住所  番地編集コード 1)

24	現住所_番地編集コード (2)
25	現住所」番地編集コード (3)
26	現住所_番地編集コード (4)
27	現住所_住所
28	現住所_方書
29	世帯コード
30	統柄コード
31	市民年月日
32	異動事由コード
33	異動年月日
34	転入前住所,住所
35	転入前住所_方書
36	—— 転出先住所_住所
37	転出先住所,方書
38	届出年月日
39	個人基本」付せんコード
40	情報源コード
41	DV区分
42	接種年月日
43	予防接種種類
43	
44	接種場所

# 【統合番号連携ファイル】

46	個人番号
47	個別宛名番号
48	接種券番号
49	自治体コード
50	接種状況(実施/未実 施)
51	接種回
52	接種医師名
53	接種履歴登録日時
54	ワクチンメーカー
55	ワクチン接種量
56	ワクチン種類(※)
57"	製品名(※)
58	旅券関係情報(旧姓・別 姓・別名、ローマ字氏名、 国籍、旅券番号)(※)
59	証明書ID(※)
60	証明書発行年月日(※)

1	個人番号
2	統合番号
3	4情報
4	業務固有番号
5	自動応答不可フラグ用サイ ン

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

# Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

予防接種対象者関係情報ファイル

	122			
2. 特定個人情報の入手	(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク				
対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	<ul><li>・予防接種対象者のみに予診票を送付し、実際に接種した者に限り接種履歴管理を行う。</li><li>・窓口や郵送での申請書を受理した際には、本人確認及び申請内容のチェックを複数の職員により行う。</li></ul>			
必要な情報以外を入手する ことを防止するための措置の 内容	<ul><li>・予防接種業務に必要な情報以外は入力できないよう、システム上担保されている。</li><li>・申請書類については、必要な情報以外を誤って記載することがないよう、様式を定める。</li></ul>			
その他の措置の内容	_			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
リスク2: 不適切な方法で入っ	手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・紙の申請書類等、本人等を通じて入手する場合は、説明書等を用いて利用目的を本人に明示する。 ・予防接種台帳システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザーID及びパスワードを発行し、端末利用時は画像認証を行っている。また、利用者権限を設定することによって、認証後に入手可能な情報に制限をかける。  〈ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置〉 ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク				
入手の際の本人確認の措置 の内容	・番号法第16条に基づいた本人確認の措置を行う。			
個人番号の真正性確認の措 置の内容	<ul><li>・住登内者の場合:統合番号連携システム端末を利用して照合を行う。</li><li>・住登外者の場合:住基ネット総合端末を利用して照合を行う。</li></ul>			
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	・個人番号のみではなく、氏名・住所・生年月日等の複数の情報により本人確認を行う。 ・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際には、入力した原本(申請書類等)とデータファイルの内容について、複数人による確認を行う(ダブルチェック)。			
その他の措置の内容	_			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
リスク4: 入手の際に特定個	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
リスクに対する措置の内容	・予防接種を実施した後の予診票は、実施医療機関から医師会を通じて、健康安全課へ提出される。 ・申請書類等は、対象者又は当該者と同一の世帯に属する者から受理することを原則とし、それ以外の 代理人については、書面により予防接種対象者から委任を受けたことを確認できる者とし、かつ代理人 の本人確認を行う。 ・特定個人情報が記載された申請書類等は、漏えい及び紛失を防止するため、入力及び照合した後 は、施錠可能な場所に保管する。 〈ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置〉 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用す る。			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 2)十分である ] 1)特に力を入れている 2)十分である			

#### 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置>
・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して横浜市が指定する管理者から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。

3. 特定個人情報の使用			
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置 の内容	・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できるようにし、目的を超えた紐付を抑止する。 ・統合番号連携システムでは個人番号、統合番号及び4情報など基本的な情報のみ保持する仕組みでするため、当該事務にて必要のない情報との紐付けは不可能である。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。 ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。		
事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容	・予防接種台帳システムは予防接種事業を行う上で必要な情報のみを保持しており、必要のない情報は記録できないため、紐付けを行うことはない。情報管理責任者により、利用する職員ごとに業務単位で利用者権限を設定することで、アクセスできる情報を制限している。個人ごとにユーザーID及びパスワードを発行し、端末利用時は画像認証を行っている。 ・福祉保健システムのデータの管理、運用について、システムを使用する職員を限定し、個人ごとにユーザーID及びパスワードを発行し、端末利用時は画像認証を行っている。なお、ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、誰の情報を取り扱ったか分かる様記録を残す。		
その他の措置の内容	_		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
リスク2: 権限のない者(元服	銭員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない		
具体的な管理方法	・予防接種台帳システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザーID及びパスワードを発行し、端末利用時は画像認証を行っている。  〈ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置〉 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるのログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、横浜市が指定する管理者が認めが者に限定して発行される。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない		
	1		

		〇失効管理 ・権限を有していた職員 更新し、当該IDでの利	ザIDとパスワー 員の異動または 用権限を失効さ	退職情報を確認し、異動ま せる。	事者の画像との紐づけを行う。 たは退職があった際はアクセス権[	限を
	具体的な管理方法	指定する管理者が必要 横浜市が指定する管 ていた職員の異動/退 該ユーザ ID を失効さい やむを得ず、複数の! を使用する職員・端末: 必要最小限に発行する。	ステム(VRS)への 更最小限の権限 理者は、定期的 職等情報を確認 せる。 職員が共有する を特定し、管理 る。なお、共用ID	Dログイン用のユーザIDにで発効する。 D又は異動/退職等のイベンに、当該事由が生じた際にID(以下「共用ID」という。) 皆が把握した上で、パスワーを使用する職員及び端末	付与されるアクセス権限は、横浜市 ノトが発生したタイミングで、権限を発 には速やかにアクセス権限を更新し を発行する必要がある場合は、当該 ードを厳重に管理する運用を徹底し について、異動/退職等のイベント 握している内容を更新する。	有し 、当 該ID
アクセ	ス権限の管理	[ 行っている ]		<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない	
	具体的な管理方法	・操作ログを取得・保管 <ワクチン接種記録シ ワクチン接種記録シ 指定する管理者が必要 横浜市が指定する管	し、不正な利用 ステム(VRS)になる ステム(VRS)への 要最小限の権限 理者は、定期的 下正利用の有無	i、利用する職員ごとに業務を分析するため、定期的に を分析するため、定期的に おける追加措置> Dログイン用のユーザIDに で発効する。 IにユーザID及びアクセス		킩
特定值	B人情報の使用の記録	[ 記録を残して	こいる ]	<選択肢> 1) 記録を残している		
	具体的な方法	扱った記録(操作日、持に確認を行う。 <ワクチン接種記録シ	操作時間、取扱す ステム(VRS)にな	者)等のログ情報を残し、7 おける追加措置>	・ムの操作記録、特定個人情報を取 、正な操作がないことについて定期 。ログは定期に及び必要に応じ随時	的
その化	也の措置の内容	_				
リスク	への対策は十分か	[ 十分であ	る ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	る 2) 十分である 3	
リスク	73: 従業者が事務外で	使用するリスク				
リスク	に対する措置の内容	・操作ログを取得し、定・利用する職員への研		事務外利用の禁止等につ	いて指導する。	
リスク	への対策は十分か	[ 十分であ	る ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	る 2) 十分である 3	
リスク	4:特定個人情報ファイ	(ルが不正に複製される	リスク			
リスク	バニ対する措置の内容	・作業を行う職員及び ・作業に用いる電子記 用の外部 記録媒体を使用する ・作業に用いる電子記 ・電子記録媒体に格	が端末を必要最か 記録媒体についる。また、媒体管 記録媒体の取扱 納するデータにな る作業を終了した	ては、不正な複製、持ち出 理簿等に使用の記録を記いについては、承認を行い ついては、暗号化やパスワ とら、内部のデータを確実/	し等を防止するために、許可された は載する等、利用履歴を残す。 い、当該承認の記録を残す。 一ド設定を行う。	: 専
リスク	<b>/</b> への対策は十分か	[ 十分であ	<b>ర</b> ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている		
特定人	国人信報の信田における	スの州のロマカガバス	のロマカに対する	ス世 <del>罟</del>		

付た個人用我の区内におけるての他のソヘノ及のてのソヘノに対する田垣

〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉

ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

4. #	寺定個人情報ファイル	の取扱いの委託			[  ]委託しない
委託 委託	先による特定個人情報の 先による特定個人情報の 先による特定個人情報の 契約終了後の不正な使り 託に関するリスク	)不正な提供に関するリス )保管・消去に関するリス	スク		
情報	保護管理体制の確認		<ul><li>護に関する条係づく罰則の内容させる。</li><li>項</li></ul>	列並びに以下の約款及び <sup>料</sup> をひ民事上の責任につい	寺記事項に基づき、個人情報の適正な ての研修を受けさせ、個人情報保護
	個人情報ファイルの閲 更新者の制限	[ 制限してい	<b>გ</b> ]	<選択肢> 1)制限している	2)制限していない
	具体的な制限方法			の名簿を事前に提出させる ことで、不正な使用がないこ	
特定が扱いの	個人情報ファイルの取 D記録	[  記録を残して	いる ]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない
	具体的な方法	<ul><li>・アクセスログを取得し、</li><li>・契約書等に基づき、委</li></ul>		されていることを適時確認す	するとともに、その記録を残す。
特定	個人情報の提供ルール	[ 定めている	5 ]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法		の内容を再委託	E.先に対して約定する旨をS	受託する場合は個人情報取扱特記事 定めている。
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	個人情報取扱特記事項 う。	に基づいて取り		こついては、業務完了報告書等にて行
特定	個人情報の消去ルール	[ 定めている	5 ]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	契約が終了したとき、当 又はその他契約で定め 遵守の確認については	たときに消去を	行 <b>う</b> 。	たとき若しくは委託元が指示したとき
	契約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	[ 定めている	5 ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	規定の内容	契約書に添付する個人 ・目的外利用の原則禁止 ・複写、複製の原則禁止 ・再委託の原則禁止 ・資料等の返還 ・事故発生時等における ・研修の実施及び誓約 ・作業場所の外への持ち	止 5 る報告 書の提出	事項において、次のとおり敖	見定
	I 託先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[ 十分に行って	いる ]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っ 3)十分に行っていない	ている 2)十分に行っている 4)再委託していない
	具体的な方法	横浜市個人情報の保護 ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事 ・電子計算機処理等の	項	並びに以下の約款及び特記 報取扱特記事項	
その	<u>ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー</u>	_			

リスクへの対策は十分か	[ 十分である	<選択肢>   1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
特定個人情報ファイルの取扱	特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

5. 特定個人情報の提供・移動	転(委託や情報提供ネットワ-	ークシステ	ムを通じた提供を除く。)	[〇]提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が	行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	С	]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法				
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法				
その他の措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不適切な方法で提供	共・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	Г	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤った相	手に提供	・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転(含する措置	<b>委託や情報提供ネットワークシ</b>	ステムを通		の他のリスク及びそのリスクに対

6. 情報提供ネットリーグン	ノステムとの接続	. 」接続しない(人手)	し 」接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク		
リスクに対する措置の内容	く横浜市における措置> 〇統合番号連携システムの画面において、・番号法第9条に定められた事務担当当時の報性限の割り当てを行い、権限のおい事務は、チの個人番号、統合番号等の番号入力抑止よる検索及び登録を行わないようする。・統合番号連携システムへのログイン時のを計算をできる。・統合番号連携システムへのログイン時のが」を記録することを周知し、不要な操作を対する。・統合番号連携システムへのログイン時のが」を記録することを周知し、不要な操作を打て情報照会機能(※1)により、可用時報提供の発行と照会内容の照会許可用解報提供すり、不可能を関係を関係をのにしている。②中間サーバーの職員認証・権限管理機能をは、2)を対応している。②中間サーバーの職員認証・権限管理機能で、2)を対応した職員、時刻、操作内容のに、2)情報提供ネットワークシステムを使用で、2)情報提供者、事務及び特定個人に、2)番号法の規定による情報提供ネットワ照会者、情報提供者、事務及び特定個人に、2)番号法の規定による情報提供ネットワ照会者、情報提供者、事務及び特定個人に、2)番号法の規定による情報提供をいた情報をは、2)番号法の規定による情報提供者、より照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報をは、3)中間サーバーを利用する職員の認証	は員認証により担当事務を特 情報を入手できないように制 行エックディジットによる入力 ら。 、業務マニュアルを整備した 、業務マニュアルを整備した 、業務マニュアルを整備した 、業務マニュアルを整備した 、業務マニュアルを整備した 、業務マニュアルを整備した 、業務マニュアルを整備した は 、業務マニュアルを整備した に は いまでは、ここで は いまでは、ここで は いるに は 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	定する。担当事務に限定した 御する。 Fェックを行い、誤入力により 上、操作方法、手順等を周知 上、操作方法、手順等を周知 いつ」「どのような操作をしたの 会を行う際には、情報提供許めいるではなるを実施することになる。つり、 におり、目的外提供やセキュリ は員認証の他に、ログイン・ログ が照会した情報の受領を行う でには、情報の受領を行う でになる。 では、ログイン・ログ が照会した情報の受領を行う には、なる情報の でになる。 では、これである。 では、これでは、これである。 では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
	情報へのアクセス制御を行う機能。	選択肢>	
リスクへの対策は十分か	3)	特に力を入れている 課題が残されている	2) 十分である 
リスク2: 安全が保たれない。	方法によって入手が行われるリスク T		
リスクに対する措置の内容	<横浜市における措置> ・統合番号連携システムのサーバーをデータる。 ・統合番号連携システムと中間サーバ間の近びく中間サーバー・プラットフォームにおける措置と中間サーバーは、個人情報保護委員会とのワークシステムを使用した特定個人情報のプている。 <中間サーバーと既存システム、情報提供を行政専用のネットワーク(総合行政ネットワ2)中間サーバーと団体についてはVPN等の信を暗号化することで安全性を確保している。	通信は下記く中間サーバー・ る措置>と同一である。	・ソフトウェアにおける措置>及 置・管理する情報提供ネット されるため、安全性が担保され は、高度なセキュリティを維持し り、安全性を確保している。
リスクへの対策は十分か	「	選択肢> 特に力を入れている	
リスク3: 入手した特定個人性		課題が残されている	
	I		

<横浜市における措置> 統合番号連携システムでは情報提供ネットワークシステムからの情報照会結果を保管しない。このため データが不正確となるリスクは存在しない。 リスクに対する措置の内容 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネット ワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人 情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 <選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク <横浜市における措置> ・統合番号連携システムのサーバーをデータセンター内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定す る。 ・統合番号連携システムと中間サーバー間の通信は下記く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 及びく中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するた め、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕 組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機 能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウト リスクに対する措置の内容 を実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオ ンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する 特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになってい る。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持し た行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対 応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通 信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害 対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 <選択肢> ] Γ 十分である 1) 特に力を入れている3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク5: 不正な提供が行われるリスク

# <横浜市における措置> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手 作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、 サーバー等へのアクセス権限を設定する。 統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機 能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検 索及び登録できる仕組みとする。 ・住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する。自動応答 不可フラグを設定したデータへ情報照会の要求があった場合は、 番号法第19条に基づき提供が認められている機関及び事務であること その照会の必要性 提供する情報の取扱に十分な注意が必要であること を照会元の機関に連絡、確認したうえで、情報提供の許可権限を持つ業務担当者が情報送信を許可し たデータのみ提供する。 リスクに対する措置の内容 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供 ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リ ストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワー クシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応し た情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供 を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供さ れるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウト を実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオ ンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う 機能。 <選択肢> Γ 1 十分である 1) 特に力を入れている リスクへの対策は十分か 2) 十分である <u>3) 課題が残されている</u> リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク <横浜市における措置> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手 作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、 サーバー等へのアクセス権限を設定する。 統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機 能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検 索及び登録できる仕組みとする。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者か ら受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウト リスクに対する措置の内容 を実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオ ンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持し た行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供される リスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通 信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務に はアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている ] 十分である 2) 十分である リスクへの対策は十分か

#### リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

#### <横浜市における措置>

・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、 サーバー等へのアクセス権限を設定する。

・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できる仕組みとする。

・正本に誤りを発見した際は、速やかに自動応答不可フラグを設定する。業務マニュアルを整備した上、 操作方法、手順等を周知する。

・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。

### リスクに対する措置の内容

・誤った相手への提供に対する措置は、<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>により行う。

#### <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。

②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式 チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。

③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。

(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

# <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

[

①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

1

②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

# <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏 えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・	消去
リスク1: 特定個人情報の漏	えい・滅失・毀損リスク
①NISC政府機関統一基準群	「 政府機関ではない   <選択肢>   3)特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4)政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している   <選択肢>   3)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ] <選択肢> ] 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職 員への周知	[ 十分に周知している   <選択肢>   (選択肢>   1)特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない
<b>⑤物理的対策</b>	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的な対策の内容	〈横浜市における措置〉     ・統合番号連携システムのサーバー機器はデータセンターに設置する。     ・データセンターへの入退館及びサーバー室への入退室は生体認証を用いて厳重に管理する。     ・統合番号連携システムのサーバーのラックは施錠し、関係者以外はアクセスできない。     ・バックアップデータは暗号化機能のあるソフトウェアで保存用媒体に書き出した後、入退館管理を行っている遠隔地にて保管している。     ・保存用媒体は専門の搬送車を使用して安全に搬送している。     ・統合番号連携システムでは端末に特定個人情報を保存しないため、端末盗難時の漏洩はない。     ・入手した紙書類は入退出記録を管理された倉庫で5年保存する。     〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉 ①中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ②中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。     ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。     〈ワクチン接種記録システム(VRS)における措置>ワクチン接種記録システム(VRS)における措置>ワクチン接種記録システム(VRS)における措置>ワクチン接種記録システム(VRS)における措置>ワクチン接種記録システム(VRS)における措置>コクチン接種記録システム(VRS)における措置>コクチン接種記録システム(VRS)における措置>コクチン接種記録システム(VRS)における措置>コクチン接種記録システム(VRS)における措置>コクチン接種記録システム(VRS)における措置>コクチン接種記録システム(VRS)における措置>コクチン接種記録システム(VRS)における措置>コクチンを利用しているのありまでは、または、または、または、または、または、または、または、または、または、また
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	   株内    日は中にったしったフリー ジョダ地・により、ったが、っした答うし   内切むに ジレー、 王が

	具体的な対策の内容	・・特定値人情報にアクセスするサーハ及ひ端末にワイルス対策ソフトを導入し、定期的にハターン更新を行う。管理者がウイルス対策ソフトの適用及び状況の監視、管理を一括して管理できる仕組みとする。 ・サーバ、端末とも、OSのパッチ適用を随時実施する。							
		・ネットワークへの不正侵入を防止するため、ファイアウォール、IDS、IPSを設置し、監視する。 ・統合番号連携システムの画面ではファイルを取り出す機能を持たない仕組みとする。							
		く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。							
		ワの際イ・・・・・・トク情規ラ理該人、該一	眼セキュリティ対策のため 各を取得しているクラウド・ インで求める技術的対策 的に区分された本市の領 領域のデータは、暗号化 番号が含まれる領域はイ 都道府県からは特定個人 システムへの不正アクセ	S)は、特表 ののいかでは、 は統一では、 は理のないである。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	定個人情報の適切なは 基準群に準拠した開発 を利用しているため、 ている。 主に以下の 一夕を保管する。 る。 ットからアクセスできな のため、外部からの のため、外部からの	・運用がされ 特定個人情報 技術的対策を いように制 制御している 最入検知・通	卸している。 5。		
7/19	ックアップ	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 3) 十分に行っている		2) 十分に行っている		
⑧事 問知	女発生時手順の策定・	[	十分に行っている	]	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>1) 特に力を入れて</li><li>3) 十分に行ってい。</li></ul>	行っている	2) 十分に行っている		
機関に	⑨過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか		発生あり ]		<選択肢> 1)発生あり	2	2) 発生なし		
	その内容		別紙のとおり						
	再発防止策の内容	別紙の	のとおり						
⑩死者	者の個人番号	[	保管していない	]	<選択肢> 1) 保管している	2	2) 保管していない		
	具体的な保管方法	_							
その他	也の措置の内容	_							
リスク	への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 3) 課題が残されて	いる な	2) 十分である		

リスク	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク							
リスクに対する措置の内容		<ul> <li>◎住民登録内の者の分 住民基本台帳システムから、1日1回、システム間の連携により自動的に入手する。予診票の接種記録については、接種を行った医療機関から月次単位で入手する。</li> <li>◎住民登録外の者の分 ○本人または本人の代理人からの紙書類による入手。 ・本人の申請により変更等が生じた場合、その都度データを更新している。</li> <li>○医療機関からの入手 ・予診票の接種記録については、接種を行った医療機関から月次単位で入手する。</li> </ul>						
リスクへの対策は十分か		[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずし	<b>いつまでも存在する</b> 「	リスク				
消去手順		[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	手順の内容	とにより ・システ <i>1</i>	削除する。 ゝプログラムを作成し ≿紙書類は入退出記	ン、期間を紹	を過した情報の削除処理を行う。 と過した情報の削除処理を行う	バックアップデータを上書きするこう。 は員立会いのもと外部業者による		
その作	也の措置の内容	_						
リスク	への対策は十分か	Ε	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
特定值	固人情報の保管・消去に	おけるその	の他のリスク及びそ	のリスクに	対する措置			
_								

# Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1@を除く。)

## 1. 特定個人情報ファイル名

統合番号連携ファイル

### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

### ○データを登録する際の防止措置

- ・住民登録内の者の分:住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携することにより、個人番号と統合番号及び業務固有番号の正確な紐付けを担保する。
- ・住民登録外の者の分:申請された内容と、予防接種台帳システムの登録情報との確認を行う。 また、住民登録外の者については、住民基本台帳ネットワークシステムからの一括提供方式による連携 データを受信し、定期的にシステムで整合性の確認を行う。

# 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容

○統合番号連携システムの検索画面を使用する際の措置

- ・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。
- ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。
- ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。

# 必要な情報以外を入手する ことを防止するための措置の 内容

○統合番号連携システムに登録してあるデータを利用する際の措置

]

- ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した 権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。
- ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。
- ・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。

#### 〇本人から情報を入手する際の措置

・申請書類については、必要な情報以外を誤って記載することがないよう、記入しやすい書類を作成する。

#### その他の措置の内容

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている

2) 十分である

#### リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク

Γ

#### 〇システムから入手する際の措置

・住民登録内の者の分:データセンター内の専用線を用いて、住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携することにより安全を担保する。入手元である市民局窓口サービス課に対して、統合番号連携システムでの使用目的を事前に明示する。

#### リスクに対する措置の内容

・住民登録外の者の分:住民基本台帳ネットワークシステムの即時提供方式による入手及び住民基本台帳ネットワークシステムの一括提供方式による連携データをデータセンター内の専用線を用いて入手することにより安全を担保する。入手元である市民局窓ロサービス課に対して、統合番号連携システムでの使用目的を事前に明示する。

#### 〇本人または本人の代理人から直接情報を入手する際の措置

]

- ・当該事務において初めて個人番号を入手する際は、当該事務が番号法第9条で定める個人番号利用事務であること及び個人番号の利用目的を説明する。
- ・個人番号の提供を受けるときは番号法第16条に基づいた本人確認の措置を行う。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている

2) 十分である

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

入手の際の本人確認の措置 の内容

・番号法第16条に基づいた本人確認の措置を行う。

	l I
個人番号の真正性確認の措 置の内容	個人番号カードの提示を受け、確認する。 個人番号カードの提示を受けられないときは、上記「入手の際の本人確認の措置の内容」により本人確認を行い、その結果をもとに統合番号連携システムまたは住民基本台帳ネットワークシステムで個人番号を照合する。
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	住民登録内の者の分:住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携する。 住民登録外の者の分:業務で変更を把握した際に、随時に統合番号連携システムに入力する。また、 住民基本台帳ネットワークシステムから一括提供方式による連携データを入手する。
その他の措置の内容	_
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク
リスクに対する措置の内容	○システム間の連携により入手する際の措置 ・住民登録内の者の分:住民基本台帳への記載時にシステム間で自動的に連携する。 ・住民登録外の者の分:住民基本台帳ネットワークシステムから一括提供方式により入手する場合は、システム間で自動的に連携する。 両システムとも統合番号連携システムへの連携はデータセンター内の専用線を使用する。FW、IDS等を設置し、他システム、外部ネットワークからの侵入防止措置を講じる。 ○申請書等の紙書類の管理は業務で入手した特定個人情報を記載した書類の扱いに準ずる。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
_	

3. 牦	<b>記個人情報の使用</b>						
リスク	1: 目的を超えた紐付け	ナ、事務に必要のな	い情報との紐	付けが行	われるリスク		
宛名シの内容	ンステム等における措置 F	権限の割り当てを を抑止する。 ・統合番号連携シ するため、当該事 ・誤操作による検見 する。	行い、権限のま ステムでは個り 務にて必要のな 表及び登録を行 ステムへのログ	ある事務の 人番号、終 ない情報 行わない。 ブイン時の	のみ情報を検索及び 充合番号及び4情報な との紐付けは不可能 よう、業務マニュアル・ D職員認証に加えて、	当事務を特定する。担当登録できるようにし、目 登録できるようにし、目 など基本的な情報のみである。 を整備した上、操作方え 「誰が」「いつ」「どのよ	的を超えた紐付け 保持する仕組みと 去、手順等を周知
	で使用するその他のシ における措置の内容	必要のない情報と ・ユーザID及びパス	ステム、予防接 の紐付けはで スワードによる	を種台帳: きない。 認証を行	ンステムとは別に構築 っているため、世帯「	き、稼働しており、目的な 青報、及び税情報の閲 ムを使用することもでき	覧以外のシステム
その他	也の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[ 十分 <sup>·</sup>	である	]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 3)課題が残されてし	いる 2) 十分であ いる	58
リスク	2: 権限のない者(元職	<sub>員、アクセス権限の</sub>	つない職員等)	によって		マク	
ユーサ	<b>げ認証の管理</b>	[ 行っている	]		<選択肢> 1) 行っている	2) 行ってい	ない
	具体的な管理方法	権限の割り当てを: ・職員ごとにユーナ とを認証する。	行い、権限のな ボDとパスワー 不正を防止する	ある事務( ドを発効 る観点か	のみ情報の検索及び し、端末利用時は画( ら、共用IDの利用を勢	当事務を特定する。担当 登録ができる仕組みと 象認証により、当該職員 禁止する。	する。
アクセ 管理	zス権限の発効·失効の	[ 行っている	]		<選択肢> 1) 行っている	2) 行ってい	ない
	具体的な管理方法	・事務所管課は、 従事者の画像との ・システム管理者は う。 ○失効管理	は、事務所管調 事務担当者を特 組づけを依頼 は、依頼に基づ 職員の異動ま	き定し、シ する。 ジきユーサ こたは退取	ステム管理者にユー fiDとパスワードを発 識情報を確認し、異動	事務の対応表を作成す ・ザIDとパスワードの発 効し、事務従事者の画の	効とともに、事務 像との紐づけを行
アクセ	ス権限の管理	[ 行っている	]		<選択肢> 1) 行っている	2) 行ってい	ない
	具体的な管理方法	<ul><li>・設定変更の結果</li><li>・定期の人事異動</li></ul>	设定内容は、事 は、事務所管記 においては人	務所管記 课の確認 事給与の	理者が行う。 果からの依頼により決 を受ける。 所管部署から職員異 €入力による設定ミス	R定する。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
特定侧	固人情報の使用の記録	[ 記録を列	見している	]	<選択肢> 1) 記録を残している	5 2) 記録を残	していない
	具体的な方法	<ul><li>「誰が」「いつ」「ど</li><li>操作履歴は一定</li></ul>					
その他	也の措置の内容						
リスク	への対策は十分か	[ 十分	である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい	.vる 2) 十分であ	 ნგ

	3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で	使用するリスク
リスクに対する措置の内容	・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。 ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行う。 ・委託先に対しては業務外で使用しないよう仕様書に定め、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイ	イルが不正に複製されるリスク
リスクに対する措置の内容	・管理者権限を持たない者に対する措置:統合番号連携システムの画面からのみファイルにアクセスできる仕組みを構築する。統合番号連携システムの画面においては、ファイル作成、出力機能を持たない仕組みとする。 ・管理者権限を持つ者に対する措置:原則外部記憶媒体等の使用を制限し物理的に複製できない仕組みとする。バックアップ作業や外部記憶媒体を用いたデータ連携のため、一部端末のみ外部媒体の使用を許可する。 ・職員に対しては、データ保護に関する研修を行う。 ・委託先に対しては仕様書にて許可を得ない複製を禁止し、個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。また、セキュリティ研修の実施も義務付ける。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定個人情報の使用における	るその他のリスク及びそのリスクに対する措置
_	

4. 特	定個人情報ファイル	の取扱し	ハの委託			[ ]委託しない		
委託 委託 委託	たによる特定個人情報の たによる特定個人情報の たによる特定個人情報の 契約終了後の不正な使用 そに関するリスク	不正な扱 保管・消	是供に関するリスク 法に関するリスク	リスク				
情報仍	保護管理体制の確認	○委託業務の開始前に体制図等の資料を提出させる。 ○横浜市個人情報の保護に関する条例並びに以下の約款及び特記事項に基づき、個人情報の適正な 取扱い並びに条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受けさせ、個人情報保護 に関する誓約書を提出させる。 ・委託契約約款 ・個人情報取扱特記事項 ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項						
特定個人情報ファイルの閲 覧者・更新者の制限		[	制限している	]	<選択肢> 1)制限している	2) 制限していない		
	具体的な制限方法	る。 ・従事す イルの ・従事す 操作を『	る者の担当業務を特定 シアクセスできる仕組み る者ごとにユーザIDと/ 方止する。	ミする。担 とする。 パスワー	旦当業務に限定した権限 <i>の</i>	前の申請を受け、管理者が承認す O割り当てを行い、権限のある業務フ O画像と紐づけることで、従事者以外 Lする。		
特定値扱いの	国人情報ファイルの取 記録	[	記録を残している	]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない		
	具体的な方法	作業内容	容について事前に申請?	を受け、	管理者が承認したうえで実	『施し、その記録を残す。		
特定個人情報の提供ルー	固人情報の提供ルール	[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法 委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	項に定め遵守の研	める内容と同等の内容を 確認については、業務5	を再委託 完了報告	先に対して約定する旨をだままに対して行う。	委託する場合は個人情報取扱特記事 定めている。 		
特定個	固人情報の消去ルール	[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	又はその	終了したとき、当該特定 の他契約で定めたときに 確認については、業務5	こ消去を	報ファイルの使用が終了し 行う。 :書等にて行う。	たとき若しくは委託元が指示したとき	¥	
	契約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	]	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	規定の内容	·目的外 ·複写委託 ·資本 ・事故修の	に添付する個人情報取 利用の原則禁止 複製の原則禁止 の原則禁止 の返還 生時等における報告 り実施及び誓約書の提出 品所の外への持出禁止		事項において、次のとおりま	見定		
	も先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[	十分に行っている	]	く選択肢> 1)特に力を入れて行っ 3)十分に行っていない	っている 2) 十分に行っている 4) 再委託していない		
	具体的な方法	·委託契 ·個人情	個人情報の保護に関す 別約約款 報取扱特記事項 ・算機処理等の契約に関		並びに以下の約款及び特良 報取扱特記事項			

その他の措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置				
_				

5. 特定個人情報の提供・移転	眃(委託や情報提供ネットワ-	ークシステ	ムを通じた提供を除く。)	[〇]提供・移転しない	
リスク1: 不正な提供・移転が	行われるリスク				
特定個人情報の提供・移転の記録	[	]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない	
具体的な方法					
特定個人情報の提供・移転 に関するルール	[	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない	
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法					
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク2: 不適切な方法で提供	<b>共・移転が行われるリスク</b>				
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
リスク3: 誤った情報を提供・	リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク				
リスクに対する措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である	
特定個人情報の提供・移転(教 する措置	<b>受託や情報提供ネットワークシ</b>	ステムを通		の他のリスク及びそのリスクに対	

6. 情報提供ネットリーグ	システムとの接続
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク
リスクに対する措置の内容	<ul> <li>〈横浜市における措置〉</li> <li>○統合番号連携システムの画面において、</li> <li>・番号法第9条に定められた事務担当者のみ統合番号連携システムを使用できる仕組みを構築する。・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証により担当事務を特定する。担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のない事務の情報を入手できないように制御する。・個人番号、統合番号等の番号入力時は、チェックディジットによる入力チェックを行い、誤入力により誤って他人の情報を表示することを抑止する。・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知する。・統合番号連携システムへのログイン時の職員認証に加えて、「誰が」「いつ」「どのような操作をしたのか」を記録することを周知し、不要な操作を抑止する。</li> <li>〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉</li> <li>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムにする。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施して職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</li> <li>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報ののででを判断するために使用する他の。(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	【 十分である
リスク2: 安全が保たれない	方法によって入手が行われるリスク
リスクに対する措置の内容	〈横浜市における措置>     ・統合番号連携システムのサーバーをデータセンタ内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。     ・統合番号連携システムと中間サーバ間の通信は下記〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉及び〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉と同一である。     〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉     中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。     〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉     ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
リスクへの対策は十分か	【
リスク3: 入手した特定個人	情報が不正確であるリスク
	II

リスクへの対策は十分か	リスクに対する措置の内容	< 横浜市における措置> 統合番号連携システムでは情報提供ネットワークシステムからの情報照会結果を保管しない。このためデータが不正確となるリスクは存在しない。
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	リスクへの対策は十分か	「
・統合番号連携システムのサーバーをデータセンター内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・統合番号連携システムと中間サーバー間の通信は下記く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及びく中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。  〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバー・リフトウェアにおける措置> ①中間サーバー・リステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※))。②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失ずりスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記記が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を押止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。  《門間サーバー・ブラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・ブラットフォームにおける措置> ②中間サーバー・ブラットフォームにおける措置> ②中間サーバー・ブラットフォームにおける措置> ②中間サーバー・ブラットフォームにおける措置> ②中間サーバー・ブラットフォームにおける措置> ③中間サーバー・ブラットフォームにおける措置> ②中間サーバー・ブラットフォームにおける措置> ②中間サーバー・ブラットフォームにおける措置> ②中間サーバー・ブラットフォームにおける措置> ②中間サーバー・ブラットフォームにおける措置> ②中により、新聞を開発している。 ②中により、新聞を表している。 ③中間サーバー・ブラットフォームにおける措置> ③中により、新聞を表している。  「はなり、新聞を表している。  「はなり、新聞を表し、またり、新聞を表している。  「はなり、新聞を表している。  「はなり、表している。  「はなり、表しいる。  「はなり	リスク4: 入手の際に特定個	
リスクへの対策は十分か 3)課題が残されている 2)十分である 3)課題が残されている	リスクに対する措置の内容	・統合番号連携システムのサーバーをデータセンター内に設置し、物理的にアクセスできる者を限定する。 ・・統合番号連携システムと中間サーバー間の通信は下記く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>及びく中間サーバー・プラットフォームにおける措置>と同一である。  く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバー・リフトウェアにおける措置> ②作間サーバー・は、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムを使用してもできない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
	リスクへの対策は十分か	【 <sup>「                                   </sup>
	リスク5: 不正な提供が行わ	

リスクに対する措置の内容	く横浜市における措置> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できる仕組みとする。 ・住民基本台帳事務における支援措置対象者等については自動応答不可フラグを設定する。自動応答不可フラグを設定したデータへ情報照会の要求があった場合は、番号法第19条に基づき提供が認められている機関及び事務であることその照会の必要性提供する情報の取扱に十分な注意が必要であることを照会元の機関に連絡、確認したうえで、情報提供の許可権限を持つ業務担当者が情報送信を許可したデータのみ提供する。  〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに指報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報と情報原会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提	
リスクに対する措置の内容	く横浜市における措置> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、サーバー等へのアクセス権限を設定する。 ・統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検索及び登録できる仕組みとする。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供し	してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク
	21# v== L, 1 = 14 == v

く横浜市における措置> ・当該事務で保有する正本から副本への登録は、原則システム間の自動連携により行う。これにより手 作業による入力誤り等を防止する。一時的に作成される登録用ファイルが不正に更新されないよう、 サーバー等へのアクセス権限を設定する。 統合番号連携システムの画面からの副本への登録においては、統合番号連携システムの職員認証機 能により担当事務の特定、担当事務に限定した権限の割り当てを行い、権限のある事務のみ情報を検 索及び登録できる仕組みとする。 ・正本に誤りを発見した際は、速やかに自動応答不可フラグを設定する。業務マニュアルを整備した上、 操作方法、手順等を周知する。 ・誤操作による検索及び登録を行わないよう、業務マニュアルを整備した上、操作方法、手順等を周知 する。 リスクに対する措置の内容 ・誤った相手への提供に対する措置は、<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>により行う。 〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情 報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手 に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式 チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備するこ とで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原 本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 <選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。
- <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 朱	7. 特定個人情報の保管・消去				
リスク	11: 特定個人情報の漏	えい・滅失・毀	と損リスク		
1)NIS	C政府機関統一基準群	[ ]	<b>牧府機関ではない</b>	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安:	全管理体制	[ +	分に整備している	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安:	全管理規程	[ +	分に整備している	]	ノ`恕 <del>1</del> 口 叶 \
④安3	全管理体制・規程の職 )周知	[ +	分に周知している	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物3	理的対策	[ +	分に行っている	]	く選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な対策の内容	を行う。管である。サネットを行う。では、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はません、OSのパッなまとも、OSのパックへの不正侵入を防力への不正侵入を防止が、アー・プラットフォー・バー・プラットフォーを的かつ包括的に保びの解析を行う。バー・プラットフォー	ノフトの道 グチ適用を が止するた ではファイムではつい ムではる は、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、	ため、ファイアウォール、IDS、IPSを設置し、監視する。 イルを取り出す機能を持たない仕組みとする。
<b>⑥技</b> 征	I 析的対策	[ +	分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な対策の内容	をる・・・・ く①ワと②③ くりの際イ・・・・ く①ワと②③ くりの際イ・・・・ らっ いっ合 間間クも間入 クチ報格ラ理該人、該一 いって ササを、サし チンセをン的領番 都シAN サリック カール 対接手 取で区域の府テ端理 端一週 一一 対立して りょうかん かんしょう	者がウイルス対象では、OSのの人のでは、OSのの人のでは、OSのの人のでは、OSのの人のでは、OSのの人のでは、OSのののでは、OSのでは、OS	ノ 適止で ムム護 ムェ RS)のナを域処ン情スフト 用すは にです でア S)は統一満に理タ報のの をるア おはす はに に、一だたデを一に防値 をあた けじる 、つ お特基スしてするアル	ため、ファイアウォール、IDS、IPSを設置し、監視する。 ・イルを取り出す機能を持たない仕組みとする。 ける措置> ITM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネット 装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行う。 ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ついて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 はる措置> 定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等を判用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ータを保管する。 ・る。 ・ットからアクセスできないように制御している。 ・クセスできないように制御している。 ・クセスできないように制御している。 ・のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 テムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び
	ックアップ		分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
8事	放発生時手順の策定·	[ +	分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている  2) 十分に行っている

미재						3) 十分に行って	ていない	
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生あり	]		<選択肢> 1) 発生あり		2) 発生なし
	その内容	別紙の	のとおり					
	再発防止策の内容	別紙の	のとおり					
⑩死者	者の個人番号	[		している	]	<選択肢> 1) 保管している		2) 保管していない
	具体的な保管方法	住民	2登録内だっ	た者の分	: 消除後、住	となって保官して 民基本台帳法施 業務で不要となる	行令第34条第	1項に定める期間が経過し、か する。
その作	也の措置の内容	_						
リスクへの対策は十分か		[	十分	である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 3) 課題が残され		2) 十分である

リスク	Jスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるJスク					
リスクに対する措置の内容		○個人番号、4情報 ・住民登録内の者の分:住民基本台帳への記載及びその変更時にシステム間で自動的に連携する。 ・住民登録外の者の分:定期的に住民基本台帳ネットワークシステムから一括提供方式によりデータを受信し、更新する。 ・事務上入手したデータのほうが新しい場合は、必要に応じて統合番号連携システムの画面から更新する。 ○4情報以外 ・業務固有番号は、当該事務にて変更した後、統合番号連携システムへ再登録する。 ・情報提供ネットワークシステムへの照会結果は統合番号連携システムには保存しないため、古い情報のまま保管することはない。				
リスク	への対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずいつまでも存在するリスク				
消去	<b>手順</b>	[ 定めている ] <選択肢> 1)定めている 2)定めていない				
	手順の内容	・保存期間の過ぎた情報は、削除処理によりシステムで判別して自動削除する。 ・媒体に保存したバックアップ用データは、次回バックアップ時に次回バックアップデータを上書きすることにより削除する。 ・入手した紙書類は入退出記録を管理された倉庫で5年保存の後、職員立会いのもと外部業者による溶解処理を行う。				
その他	也の措置の内容					
リスク	への対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
特定個	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
_						

# Ⅳ その他のリスク対策※

1. 藍	1. 監査				
①自记	∃点検	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない			
	具体的なチェック方法	<ul> <li>○横浜市における措置&gt;</li> <li>定期的に自己点検を実施し、実際の運用が評価書記載の内容と合致しているかについて確認を行う。</li> <li>〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</li> <li>運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</li> <li>〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉</li> <li>厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必</li> </ul>			
②監3	<u> </u>				
	具体的な内容				
2. 彼	業者に対する教育・	<b>客発</b>			
従業者	者に対する教育·啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない			
	具体的な方法	く横浜市における措置> 年に1回、個人情報保護に関する所属研修を実施する。 く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に 職員等の当該システムの利用を管理し、			

### 3. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉

厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に 則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

# Ⅴ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
①請求先	横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882 鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680 神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021 西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321 中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121 南区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121 南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 230-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 保土ケ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ケ谷区川辺町2-9 045-334-6221 旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ケ峰1-4-12 045-954-6023 破子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335 金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721 港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221 緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220 青葉区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220 青葉区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市市第区市ケ尾町31-4 045-978-2221 郡筑区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市郡筑区茅ケ崎中央32-1 045-948-2222 戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市市塚区戸塚町16-17 045-866-8321 栄区役所 区政推進課広報相談係 244-0005 横浜市郊京区戸塚町16-17 045-866-8321 紫区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市郊京区戸塚町16-17 045-860-2335 瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335 瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 (指定様式はこちら http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/shiminjoho/) 請求先に持参又は郵送。
特記事項	受付時に本人確認を行う。
③手数料等	(三無料]       <選択肢>         (1) 有料 2) 無料         (手数料額、納付方法: 閲覧等の手数料は無料。         (手数料額、納付方法: ただし、写しの交付には実費負担が必要。郵送交付の場合は送料負担 )
④個人情報ファイル簿の公 表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	予防接種対象者関係情報ファイル
公表場所	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3900

⑤法令による特別の手続	_				
⑥個人情報ファイル簿への 不記載等					
2. 特定個人情報ファイル	2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
①連絡先	医療局健康安全部健康安全課 予防接種担当 住 所: 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 電話番号: 045-671-4190				
②対応方法	窓口、電話等の問合せは随時対応し、必要に応じて対応記録を残す。				

# VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年8月4日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意	見の聴取
①方法	評価書を本市Webページにて掲載及び市民情報センターに配架し、閲覧できるようにする。郵便、ファクシミリ、本市Webページ(電子申請・届出システム)、番号制度事務とりまとめ課への持参による意見聴取を行う。
②実施日·期間	令和5年4月10日から令和5年5月10日まで
③期間を短縮する特段の理 由	
④主な意見の内容	評価書の修正に係る意見の提出はありませんでした。
⑤評価書への反映	_
3. 第三者点検	
①実施日	令和5年5月31日
②方法	横浜市個人情報保護審議会で審議
③結果	評価書の内容について修正を求める意見はありませんでした。
4. 個人情報保護委員会の	)承認 【行政機関等のみ】
①提出日	
②個人情報保護委員会によ る審査	

# (別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月28日	「(別紙)全項目評価書の変更 箇所」のとおり	「(別紙)全項目評価書の変更箇所」のとおり	「(別紙)全項目評価書の変更箇所」のとおり	事後	
令和1年5月24日	「(別紙)全項目評価書の変更 筒所」のとおり	「(別紙)全項目評価書の変更箇所」のとおり	「(別紙)全項目評価書の変更箇所」のとおり	事後	
令和1年11月26日	「(別紙)全項目評価書の変更	・(別私/主項日計画音の多史固別]のこの9	「(別紙)全項目評価書の変更箇所」のとおり	事後	
令和3年6月15日	「(別紙)全項目評価書の変更	「(別紙)全項目評価書の変更箇所」のとおり	「(別紙)全項目評価書の変更箇所」のとおり	事後	
令和4年6月28日	「(別紙)全項目評価書の変更  箇所」のとおり	「(別紙)全項目評価書の変更箇所」のとおり	「(別紙)全項目評価書の変更箇所」のとおり	事後	
令和5年8月4日	「(別紙)全項目評価書の変更  筒所 のとおり	「(別紙)全項目評価書の変更箇所」のとおり	「(別紙)全項目評価書の変更箇所」のとおり	事後	
令和6年4月30E	「(別紙)全佰日証価聿の変面	「(別紙)全項目評価書の変更箇所」のとおり	「(別紙)全項目評価書の変更箇所」のとおり	事後	
-					